

休業補償

コロナ対策施策活用 3ステップ

Step 1 現状把握

- 「必要な資金はいくらか？」を把握
- 今後1年の資金繰り表作成

Step 2 資金確保と支出抑制

- 資金確保：融資・助成金・給付金
- 支出抑制：税・社会保険料とその他経費

Step 3 コロナ後の対策

- 設備投資・販路開拓

コロナ対策施策活用 3ステップ

Step 1 現状把握

- 「必要な資金はいくらか？」を把握
- 今後1年の資金繰り表作成

Step 2 資金確保と支出抑制

- 資金確保：融資・助成金・給付金
- 支出抑制：税・社会保険料とその他経費

Step 3 コロナ後の対策

- 設備投資・販路開拓

新型コロナウイルスの影響で困っている中小企業・小規模事業者向け：主な支援制度一覧表 (2020年4月20日現在)

注意

この一覧表は内容を簡略化しています。また、制度内容は日々更新されているので、詳細を問い合わせ先HPで確認し、その上で不明点があれば電話等で確認して下さい。

発行者：七田総合研究所株式会社
代表取締役 七田 亘 (中小企業診断士・社会保険労務士)

資金繰り	売上減少したので融資を受けたい	信用保証 (セーフティネット保証) (危機関連保証)	<ul style="list-style-type: none"> 【4号】100%保証 (売上20%以上減) 【5号】80%保証 (売上5%以上減) 【危機】100%保証 (売上15%以上減) 	最寄りの信用保証協会
		無利子・無担保融資	コロナで売上5%以上減 融資限度額 (国民事業) : 6,000万円 (中小事業) : 3億円	日本政策金融公庫 0120-154-505
	上記に該当しないが融資を受けたい	セーフティネット貸付	売上減少幅に関係なく 融資限度額 (国民事業) : 4,800万円 (中小事業) : 7.2億円	日本政策金融公庫 0120-154-505
	コロナで売上が半減した	持続化給付金 (※ 現金給付)	前年の総売上(事業収入) -(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月) 上限: 中小200万円、個人事業100万円	経済産業省 0570-783183
	とにかく資金流出を防ぎたい	税金・社会保険料の猶予制度	納付困難な場合、国税・地方税・厚生年金等の納付を猶予	最寄りの税務署・都道府県・市町村・年金事務所

七田総合研究所株式会社HP



休業補償	従業員を休業させた	雇用調整助成金 (コロナ特例 4/1~6/30)	休業手当等を助成 1人1日8,330円を上限 助成率: 中小企業 (4/5, 解雇無い場合9/10) 大企業 (2/3, 解雇無い場合3/4)	厚生労働省 相談コールセンター 0120-60-3999
	子供がいる従業員を休ませた	学校等休業助成金 (労働者を休ませた事業者向け)	小学校等の臨時休業等で従業員を有給(年次有給休暇を除く)で休ませた場合 賃金助成額: 1人1日8,330円を上限	
	子供がいるフリーランスが休業した	学校等休業支援金 (フリーランス向け)	小学校等の臨時休業等で休業した場合 支援額: 1日4,100円 (定額)	

設備投資 販路開拓	新製品・サービス開発やプロセス改善のために設備投資等をしたい	ものづくり補助金 (一般型)	付加価値額や給与支払総額等を一定率向上する計画に従って実施した設備投資等を補助 補助上限: 1,000万円 補助率: 1/2~2/3	もの補助事務局 050-8880-4053
	販路開拓をしたい	小規模事業者持続化補助金	策定した経営計画に従って実施した販路開拓等の取組の費用を補助 補助上限: 50万円 補助率: 2/3	全国商工会連合会 日本商工会議所
	ITツールを導入して業務効率化をしたい	IT導入補助金	ITツール(ソフトウェア、サービス等)導入費用やハードウェアのレンタル代等を補助 補助額: 30~450万円 補助率: 1/2~2/3	IT導入補助金事務局

(当資料は2020年4月20日現在の情報に基づいて作成しています)

休業補償

従業員を休業させた

雇用調整助成金
(コロナ特例 4/1~6/30)

休業手当等を助成 1人1日8,330円を上限
助成率：中小企業 (4/5, 解雇無い場合9/10)
大企業 (2/3, 解雇無い場合3/4)

子供がいる従業員を休ませた

学校等休業助成金
(労働者を休ませた事業者向け)

小学校等の臨時休業等で従業員を有給(年次有給休暇を除く)で休ませた場合
賃金助成額：1人1日8,330円を上限

子供がいるフリーランスが休業した

学校等休業支援金
(フリーランス向け)

小学校等の臨時休業等で休業した場合
支援額：1日4,100円(定額)

厚生労働省
相談コールセンター

0120-60-3999

雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金とは？

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

【特例の対象となる事業者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全事業主）

【特例措置の内容】 ※下線が令和2年4月1日から拡大

○助成内容・対象の大幅な拡充

※令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業等に適用

- ① 休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業4/5、大企業2/3）
- ② 解雇等行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業9/10、大企業3/4）
- ③ 教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ
（中小企業2,400円、大企業1,800円）
- ④ 新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象
- ⑤ **1年間に100日の支給限度日数とは別枠**で利用可能
- ⑥ **雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象**に

○受給要件の更なる緩和

※休業等の初日が令和2年1月24日以降のものに遡って適用

- ⑦ **生産指標の要件を緩和**（対象期間の初日が令和2年4月1日から令和2年6月30日までの間は、5%減少）
- ⑧ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象
- ⑨ 雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件（クーリング期間）を撤廃
- ⑩ 事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和
- ⑪ **休業規模の要件を緩和**

○活用しやすさ

※休業等の初日が令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用

- ⑫ 事後提出を可能とし提出期間を**令和2年6月30日まで**延長
- ⑬ **短時間一斉休業の要件を緩和**
- ⑭ **残業相殺制度を当面停止**
- ⑮ **申請書類の大幅な簡素化**

【お問合せ先】

最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ
またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。
0120-60-3999（受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む））



緊急対応期間中の休業は

- ・助成率UP+上乘せ助成
- ・教育訓練加算額UP

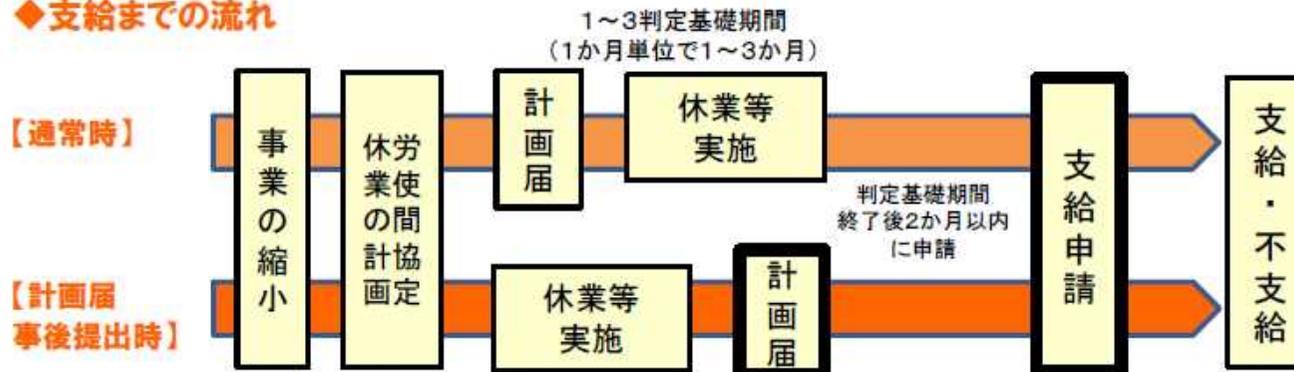
緊急対応期間

令和2年4月1日

- ・対象労働者の拡大
- ・支給限度日数は別カウント

令和2年6月30日

◆支給までの流れ



(当資料は2020年4月20日現在の情報に基づいて作成しています)

休業補償

従業員を休業させた

雇用調整助成金
(コロナ特例 4/1~6/30)

休業手当等を助成 1人1日8,330円を上限
助成率：中小企業 (4/5, 解雇無い場合9/10)
大企業 (2/3, 解雇無い場合3/4)

子供がいる従業員を休ませた

学校等休業助成金
(労働者を休ませた事業者向け)

小学校等の臨時休業等で従業員を有給(年次有給休暇を除く)で休ませた場合
賃金助成額：1人1日8,330円を上限

子供がいるフリーランスが休業した

学校等休業支援金
(フリーランス向け)

小学校等の臨時休業等で休業した場合
支援額：1日4,100円(定額)

厚生労働省
相談コールセンター
0120-60-3999

小学校等の臨時休業に対応する保護者支援 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)

新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもたちの健康、安全を確保するための対策を講じるもの。

【対象者】

①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、一定の要件を満たす方

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等した小学校等(※)に通う子ども

※小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(高校まで)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども

【一定の要件】

- 個人で就業する予定であった場合
- 業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けているなどの場合

【支給額】

就業できなかった日について、1日当たり4,100円(定額)

【適用日】

令和2年2月27日～3月31日

※春休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除く。

※対象となる期限を延長し、令和2年4月1日から6月30日までの間に就業できなかった日についても支援を行う予定です。

【お問合せ先】

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター：0120-60-3999

詳細は、 臨時休業 個人委託 で検索、
または、右のQRコードよりご確認ください。



① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

小学校等の臨時休業に伴う 保護者の休暇取得支援 (労働者に休暇を取得させた事業者向け)

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設します。

【対象事業主】

①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等(※)に通う子ども

※小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(全ての部)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども

【支給額】

休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10

※支給額は8,330円を日額上限とする。 ※大企業、中小企業ともに同様

【適用日】

令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇

※対象となる休暇取得の期限を延長し、令和2年4月1日から6月30日までの間に取得した休暇等についても支援を行う予定です。

※雇用保険被保険者に対しては、労働保険特会から支給、それ以外は一般会計から支給。

【お問合せ先】

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター：0120-60-3999

詳細は、 新型コロナ 休暇支援 で検索、
または、右のQRコードよりご確認ください。



① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等